

(地Ⅲ238)

平成21年1月6日

郡市区医師会

感染症危機管理担当理事 殿



日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

医療機関受診者に対する肝炎ウイルス検査等の
受診勧奨等による周知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、特定感染症検査等事業（緊急肝炎ウイルス検査事業）の実施につきましては平成20年1月15日付（地Ⅲ239）、特定感染症検査等事業及び健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診等の実施については平成20年4月25日付日医発第106号（地Ⅲ40）をもって各都道府県医師会宛てお送りし、周知、協力方お願いいたしました。

今般、別添のとおり、厚生労働省健康局疾病対策課長より本会宛に、ウイルス性肝炎の総合的な対策をより一層推進し、肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々に一日も早く検査・治療を受けていただくよう、別記により医療機関における肝炎ウイルス検査の受診勧奨等を実施し、同検査制度等のより一層の周知を図ることについて協力方依頼があり、併せて各都道府県等衛生主管部（局）長宛に通知がなされました。

つきましては、同協力依頼ならびに受診勧奨リーフレット（会員数×10部）をお送りいたしますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への配布、周知方につきまして、特段のご高配を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、受診勧奨ポスターは日本医師会雑誌1月号に同封して日医全会員に配布いたしております。

また、本ポスターおよびリーフレットは、厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室ホームページ（別記参照）からダウンロードすることができますので、ご活用ください。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 名取一幸
地域保健副担当・感染症対策担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

受診勧奨リーフレットについては別便にて10部、送付いたします。

記

- 1 ウイルス性肝炎は、早期発見・早期治療が重要であることから、医療機関において、受診者（肝疾患以外の疾患による受診者も含む。）を対象に、肝炎ウイルス検査受診の有無を確認し、未受診者に対しては、検査の受診を呼び掛けるよう努めること。
- 2 1の確認及び呼び掛けに際しては、別添リーフレットを活用し、検査、治療等について周知するよう努めること。ただし、受診者本人の意思を尊重し、検査の強要はしないこと。
また、本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮すること。

【肝炎対策推進室ホームページ】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html>
(ポスター)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/06.pdf>
(リーフレット)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/05.pdf>

平成20年12月19日

社団法人日本医師会感染症危機管理対策室長

飯沼 雅朗 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長



医療機関受診者に対する肝炎ウイルス検査等の
受診勧奨等による周知について（協力依頼）

肝炎対策の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省においては、平成20年度からB型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成を開始したところであり、今後7か年で、当該治療を必要とする肝炎患者すべてに、その治療を受ける機会を提供することを目指しているところです。

今般、ウイルス性肝炎の総合的な対策をより一層推進し、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては国民の健康の保持・増進に資するために、肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々に一日も早く検査・治療を受けていただくよう、下記により医療機関における肝炎ウイルス検査の受診勧奨等を実施していただき、同検査制度等のより一層の周知を図ることとしました。

つきましては、貴会におかれましても、その趣旨を十分に御理解いただき、下記について実施いただきたく御協力をお願いいたします。

記

- 1 ウイルス性肝炎は、早期発見・早期治療が重要であることから、医療機関において、受診者（肝疾患以外の疾患による受診者も含む。）を対象に、肝炎ウイルス検査受診の有無を確認し、未受診者に対しては、検査の受診を呼び掛けるよう努めること。
- 2 1の確認及び呼び掛けに際しては、別添を活用し、検査、治療等について周知するよう努めること。ただし、受診者本人の意思を尊重し、検査の強要はしないこと。
また、本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分配慮すること。

健疾発第1219002号
平成20年12月19日

各 〔 都 道 府 県 〕
〔 保健所設置市 〕 衛生主管部（局）長 殿
〔 特 別 区 〕

厚生労働省健康局疾病対策課長



医療機関受診者に対する肝炎ウイルス検査等の
受診勧奨等による周知について（協力依頼）

肝炎対策の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

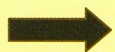
さて、厚生労働省においては、平成20年度からB型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成を開始したところであり、今後7か年で、当該治療を必要とする肝炎患者すべてに、その治療を受ける機会を提供することを目標としているところです。

今般、ウイルス性肝炎の総合的な対策をより一層推進し、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては国民の健康の保持・増進に資するために、肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々に一日も早く検査・治療を受けていただくよう、肝炎ウイルス検査の受診勧奨等を実施し、同検査制度等のより一層の周知を図ることとし、本日別添のとおり、社団法人日本医師会に協力方依頼しましたので、御了知願うとともに、市町村、医療機関等の関係機関への周知方についてもよろしくお願い申し上げます。



ウイルス性肝炎の検査について

あなたは、
肝炎ウイルス検査を受けたことがありますか？



・ はい

・ いいえ

・ わからない

「いいえ」、「わからない」を選んだ方は、
是非この機会に 肝炎ウイルス検査
を受けましょう！



早期発見、早期治療！

～ウイルス性肝炎とは？～

ウイルス性肝炎とは、肝炎ウイルスに感染して肝臓の細胞が壊れていく病気です。この病気になると、徐々に肝臓の機能が失われていき、ついには肝硬変や肝がんに至ることもあります。B型及びC型肝炎ウイルスの患者・感染者は、合わせて300万人を超していると推定され、国内最大の感染症とも言われています。

～肝臓のニックネームは“沈黙の臓器”～

肝炎になっても、肝臓はなかなかSOSを出しません。「体がだるい」と気付くころには、かなりの重症になってしまっています。でも大丈夫。肝炎ウイルスは、**検査**で分かります！
肝炎ウイルスに感染していても、適切な健康管理・治療で、肝炎から肝硬変や肝がんが悪化するのを予防することが可能です。

*肝炎のほとんどは、肝炎ウイルスによって起こる「ウイルス性肝炎」です。

(お問い合わせ先)

- 厚生労働省健康局疾病対策課 肝炎対策推進室

TEL: 03-5253-1111(月～金曜日、9時半～18時)

URL: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/index.html>

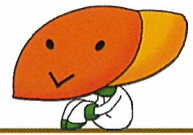
- ウイルス肝炎研究財団 (病気の相談)

TEL: 03-5689-8202(月～金曜日、10時～16時)

URL: <http://www.vhfj.or.jp/08.consul/index.html>

Mail: vhfj@jeans.ocn.ne.jp

ウイルス性肝炎 Q & A



Q 1、検査を受けるには？

【どんな検査？】

肝炎ウイルスに感染しているかどうかは、採血検査で判断します。短時間で済み、また、数週間で検査結果をお知らせできます。

※感染後は3ヶ月ほどたたないと、陽性にならないこともあります。

【どこで受けられるの？】

検査を受診する機会は、以下のようなものがあります。

- ・ お住まいの市町村での健診
- ・ お住まいの都道府県等の保健所での肝炎ウイルス検査

※実施日程や費用などは、それぞれの実施主体によって異なりますので、別途お問い合わせください。

Q 2、感染が分かったら？

肝炎ウイルスに感染していたとしても、肝臓の状態は人によってまちまちです。まずは、専門医に相談してみましょう。

＜主な治療方法(インターフェロン治療)について＞

- インターフェロンは、免疫系・炎症の調節等に作用して効果を発揮する薬剤で、ウイルス性肝炎を根治することができるものです。
- B型肝炎の場合は約3割、C型肝炎の場合は約5～9割の人が治療効果を期待できます。

※ 治療効果は、遺伝子型、ウイルス量などによって異なります。

Q 3、インターフェロン治療に対する 医療費助成制度とは？

国と都道府県では、肝炎の有力な治療法であるインターフェロン治療について、あなたの負担額を軽減する助成を行っています。助成の対象となるのはB型又はC型肝炎のインターフェロン治療です。

あなたの世帯の所得に応じて、月当たりの医療費を軽減します。

詳しくはお近くの保健所にお問い合わせください。